

## 川崎市計画相談支援コーディネーター業務プロポーザル評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市計画相談支援コーディネーター業務を委託するにあたり、プロポーザル方式による公正かつ適正な審査により、委託するに相応しいと認められる事業者を選定することを目的として、川崎市計画相談支援コーディネーター業務プロポーザル評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置することとし、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等提出された書類の審査に関する事
- (2) 企画提案内容の評価及び事業者の選考に関する事
- (3) その他選考に必要な事項に関する事

### (委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者に就任を依頼し、委員とする。

- (1) 健康福祉局障害保健福祉部長
- (2) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
- (3) 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
- (4) 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター地域支援室長の代表者
- (5) 区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課長の代表者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前条第2号に掲げる者がその務を代理する。

### (委員会の開催)

第5条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 第3条各号に掲げる者の出席が困難な場合は、代理者の出席を可能とする。この場合において、代理者を出席させる委員は、あらかじめ委員長へ報告しなければならない。
- 4 委員会は、非公開とする。

### (審査及び選定)

第6条 委員会は、第1条の事業を受託するためプロポーザルへの参加意向を申し出た事業者のうち、提案資格があるものと認められた事業者に対し、事業の企画及び提案の内容について、プレゼンテーションさせることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により、プレゼンテーションを実施する場合には、参加事業者に対し、

あらかじめ提案書その他関係書類を提出させることができる。

- 3 委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、提案書その他関係書類及びプレゼンテーションの内容について、別に定める選考基準に基づき、審査及び選考を行い、最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定する。ただし、当該評価及び審査結果を合計した結果、2以上の事業者が同点となる場合は、出席した委員及び代理者による審議等を行った上で、選定することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。